

武蔵野市事務事業・補助金見直し委員会設置要綱

(設置)

第1条 市が行う全ての事務事業及び補助金（以下「事務事業等」という。）について、徹底した見直しを行うため、武蔵野市事務事業・補助金見直し委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審査し、及び検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 事務事業の見直しに関すること。
- (2) 補助金の見直しに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、学識経験を有する委員4人及び公募により選出された市民委員2人で組織し、市長が委嘱する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(設置期間)

第4条 委員会の設置期間は、第2条の規定による報告を行う日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画政策室企画調整課及び財務部財政課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年8月6日から施行する。